

## 米沢ヘリポート及びその周辺における消防救難活動に関する協定書

山形県知事吉村美栄子（以下「甲」という。）と、置賜広域行政事務組合理事長米沢市長中川勝（以下「乙」という。）は、米沢ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）及びその周辺における消防救難活動について、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、ヘリポート及びその周辺における航空機に関する火災若しくはヘリポートにおけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消防救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### （区分）

第2条 ヘリポートにおける緊急事態の消防救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は甲からの要請又は、通報等で出動するものとする。

2 ヘリポート周辺における緊急事態の消防救難活動は、乙がすみやかにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

### （緊急事態の通報）

第3条 ヘリポートに緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、ヘリポート周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話等により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 関係機関からの出動隊等の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場到着の旨を、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

### （消防救難活動の指揮）

第4条 ヘリポートにおける緊急事態の消防救難活動については、ヘリポート所在地を管轄する消防機関がその指揮にあたる。ただし、消防機関が現場に到着するまでの間、米沢ヘリポート管理事務所長がその指揮にあたるものとする。

### （費用の負担）

第5条 消防救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡の保存に努め、その他火災事故等の調査に必要な資料等の提供について協力するものとする。

(報告)

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に報告するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、ヘリポートに発着する航空機、ヘリポートにおける諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

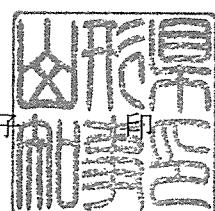
本協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

#### 附 則

「米沢ヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」（平成4年4月1日締結）は、廃止する。

平成30年1月4日

甲 山形県知事 吉村美栄子



乙 置賜広域行政事務組合  
理事長 米沢市長 中川勝

